

令和6年度第1回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

日 時 令和6年6月19日（水）14時00分～14時45分
場 所 多治見市役所本庁舎 2階大会議室
出席委員 市橋栄子委員、伊藤三徳委員、岩本眞知子委員、蒲悦子委員、城處裕二委員、
倉橋誠委員、柴田ひとみ委員、柴田雅也委員、棚垣恵美子委員、樋崎恵子委員、
豊田正康委員、永井武委員、夏目交授委員、若尾敏之委員（あいうえお順）
欠席委員 今井裕一委員、近藤泰三委員
事 務 局 伊藤香代市民健康部長、大竹康文保険年金課長、
水野健司給付グループリーダー、虎澤智子年金国保グループリーダー、堀田順弥
収納グループリーダー
吉野遼平主査

14時00分開会

部 長	ただいまから、令和6年度第1回多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会を開会いたします。
	議事に入るまでの進行を務めさせていただきます。
	はじめに、市長からあいさつを申し上げます。
市 長	皆さま、改めましてこんにちは。本日は大変暑い中、各代表の皆さまにご参集を賜りましたことに厚く御礼申し上げます。本日は何件か議論をしていただく案件がございますが、まず私から多治見市として、今回の協議会に関係することを4つお伝えさせていただきたいと思います。
	1つは、私の公約でもございました18歳までの医療費の無償化についてです。令和7年度の4月から実施していきたいということで、今年度その準備等の予算を計上させていただいています。
	もう1つは、第3期データヘルス計画及び第4期特定健診等実施計画に基づく保健事業の推進ということで、これについても鋭意準備と実行をさせていただいているところです。
	また、保険料の収納率について、これは大変いろいろな財政的な部分もございますが、当市は大変高い率で推移をしております。また皆さまにいろいろな部分でご議論をしていただきたいと思っております。
	そして最後に、やはり国でも世間でも少し話題になっておりますが、マイナンバー保険証の利用促進であります。保険証の廃止が、国で決定されておりますが、やはりこのマイナンバー保険証をどのように活用していくのか。先般、全国若手市長会で、河野デジタル大臣と直接お会いさせていただき、この議論になりました。国としてできるだけ簡素に、またDX含め推進をしていきたいとの思いがある反面、我々窓口である地方自治体は、それがなかなか使えない、

部 長

持っていないという人たちを置き去りにしても良いのかという意見を受けております。ただ、ご存じのように人口も減っていくし、効率化もやっていかなければならないというところにおいては、利便性を含め、皆さまにしっかり周知をし、これをどのように活用していくか等、しっかり議論を尽くしていかなければいけないと思います。

そういう意味では各代表の皆さまに、ご意見をいただきながら、利用者目線で、また市民目線でご理解とご議論を深めていただければ大変ありがたいと思っております。本市としても、これについて、また今申し上げさせていただきました4つの事業についても、しっかりと運営をさせていただきたいと思っております。いろいろな部分で各代表の方々のご意見とバックヤードの様々なご事情があると思いますので、本日の協議会を通じて、住みやすい多治見市になっていけるよう、また一緒になって活動していただけることをお願い申し上げ、多治見市長としての冒頭の挨拶と代えさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

それでは、協議会に入ってまいります。本日の出席数は、定数 16 人中、14 人のご出席をいただいております。「多治見市の国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第 8 条（出席 1 / 2 以上）」により、この会議が成立したことを報告いたします。

本日は、6 月 1 日からの新しい任期の委員による第 1 回目の運営協議会です。市長から委嘱状をお渡しするのが本来ですが、本日は時間の関係で机上に配布させていただいておりますので、ご了承ください。

まず初めに、本協議会の事務局職員を紹介いたします。

（事務局職員 紹介）

以上、よろしくお願いいたします。

次に委員の皆さまの自己紹介を簡単にさせていただきたいと思っております。順番にお願いいたします。

（委員 紹介）

続きまして、会長および副会長選出についてお諮りします。

規則第 4 条第 2 項に基づき、会長および副会長は公益を代表する委員の中から選出することになっています。ご選出についてご意見等ございましたらお願いいたします。

ご意見がなければ、事務局から提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

委 員

（異議なし）

部 長

ご異議がないようですので、会長に多治見市議会議長「柴田雅也」様、副会長に多治見市議会副議長「城處裕二」様にお願いしたく存じます。よろしいでしょうか。

委 員

（異議なし）

部 長

ご異議がないようですので、会長に柴田雅也様、副会長に城處裕二様、よろ

	しくお願いいたします。
	規則第 5 条により、本協議会の議長は、会長が務めることとなっておりますので、柴田様、議長席にご移動をお願いします。
会 長	(議長席へ)
部 長	多治見市長から、本運営協議会代表者である柴田会長に諮問書をお渡しします。
市 長	(市長が諮問書を読み上げ、会長に渡す。)
部 長	市長におかれましては、他の公務のため、ここで退席となります。
市 長	(退席)
部 長	これより議事に入りますので、これからの進行を議長に交代します。議長よろしくお願いいたします。
会 長	審議に入ります前に、本会議につきまして、「多治見市情報公開条例第 23 条」の規定により、公開の対象とすることとします。傍聴人に関しては、事務局より「ない」旨を確認しています。
	本日の議事録署名者に、倉橋誠委員および若尾敏之委員を指名します。よろしくをお願いします。
	それでは、これより諮問された議題に入ります。「議第 1 号 令和 5 年度多治見市国民健康保険事業特別会計決算（案）について」事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(議案 1 について説明)
会 長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
委 員	繰り上げ充用における収入源として、保険料の収入が見込みより少なかったことに関連して伺いたい。収納率について、県内の他市と比較して多治見市はどのような位置にあるのか。また令和 6 年度の保険料収納率の目標値はどのようなか。
事 務 局	県内の収納率の状況について、令和 4 年度の県内の順位は、多治見市は 42 市町村で 10 位、市レベルでは 5 位となっている。また、令和 6 年度の収納率の目標については、97.10%を目標としている。
委 員	県内 21 市のうち 5 番と高い。今年度の目標値が 97.10%であり、令和 5 年度の 97.01%より 0.9 ポイント高いので、目標値を達成するように頑張ってもらいたい。
委 員	保険料が上がっているし、高齢者も増えてきている。医師会のとるべき方向はどのようなか。また不測の事態に備えた余剰金について、ここ 1～2 年の減少率、いくら残っているのか。
事 務 局	1 つ目の質問は、医師会の皆様をお願いする内容があるかという質問だと思うが、マイナ保険証の利用率の関係は、厚労省をはじめ、国全体で進めているので、市としても推奨していきたい。
	次に子ども医療費の関係は、市長マニフェストの 18 歳までの医療費の無償化について、ポスター等で周知をお願いすることがあるので、協力をお願いした

	い。
委 員 事 務 局	それは、外来受診時に 18 歳以下の証明書等がなくても扱うことになるのか。
事 務 局	子どもの医療費の無償化について、現在は 15 歳までは受給者証が発行されているので、それが 18 歳まで受給者証を交付する形となる。新しく該当する方については、申請して交付する形となるので、受診時には必ず受給者証を持って、各医療機関に掛かっていただくこととなる。
委 員 事 務 局	受給者証は申請しないと貰えないのか。受診に来た時に持っていなかった場合、困ることにならないか。
事 務 局	新しく対象になる方については、申請をして交付するため、市としても申請漏れがないように細かな対応していく。
	2 つ目の質問について、何かあったときの財源はという質問だと思うが、国民健康保険には財政調整基金があり、保険料の収入が少なくなったときに、こちらからお金を取り崩して、特別会計に入れることがある。令和 6 年の 3 月末時点で約 6 億円ほどであり、令和 5 年度は 1 億 3 千万円ほど取り崩して、繰入金という形で入れている。
委 員 会 長	心細い残高であり、5 年ほど経つと枯渇してしまいそうで心配だ。
事 務 局	（受給者証の発行について）最初の申請をいただくことについて、細かな対応とは具体的にどのような対応か。
事 務 局	まず、18 歳以下の医療費無償化のスケジュールについて、今月医師会事務局、薬剤師会事務局、歯科医師会事務局に案内をした。市民の方には、秋ごろ広報で周知し、1 月に新しく該当になる方については、市から申請書を送付する予定である。3 月に 18 歳まで適用できる受給者証を交付する予定であり、万が一申請がない場合は、細かくアプローチしていきたい。
委 員 事 務 局	資格証を受け取ることについて、学校側が指導、助言をするようなことはしないのか。
事 務 局	学校を通じての周知は今のところ考えていない。該当者は把握できるため、個別に案内をする。
会 長	他はよろしいでしょうか。
委 員 会 長	「なし」の声あり。
委 員 会 長	ご質問もないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員 会 長	異議なし。
事 務 局	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
会 長	次に、議第 2 号「令和 6 年度多治見市国民健康保険料の料率（案）について」を議題といたします。事務局から説明願います。
事 務 局	（議案 2 について説明）
会 長	ただ今の説明について、質疑、意見はありませんか。

委 員	「なし」の声あり。
会 長	ご質問もないようですので、本案については了承したいと思いますが、ご異議ございませんか。
委 員	異議なし。
会 長	ご異議もないようですので、本案については、了承することに決しました。
会 長	議事は以上となります。続きまして、報告事項として「多治見市国民健康保険の保険証の廃止」「特定検診及び特定保健指導」について、あわせて事務局から説明をお願いします。
事 務 局	(報告事項について、資料に基づき説明。)
会 長	ただいまの説明について、質疑、意見はありませんか。
委 員	特定保健指導について、岐阜市や多治見市など人口が多いところは低くて、岐阜市だと2割くらいである。飛騨、高山、下呂等は9割ほどで、なかなか都市部は難しいと理解している。協会けんぽでは全国平均が令和4年度で17%、岐阜は31%という数字になっている。質問としては、報第2号の特定保健指導で、我々の課題だと思っているが、令和5年度は積極的支援対象者111人、利用者71人、終了者7人であった。前年までと比べ、令和5年度は1割しかないが、これが最終数字なのか集計中の数字なのか。
事 務 局	5月末時点の数字であり、前年度程度に伸びていくと推測している。成果が上がっていないところについては、業者を変える等を検討しながら判断していく。
委 員	集計までに時間がかかると思うが少し低すぎる。もう少し高いが、協会けんぽもこの傾向がある。理由の1つとして、特定保健指導を5回ほど、3か月間指導するが、初回に指導を受けるとお金がたくさんもらえて、2回目以降は減っていく。例えば初回で1万5千円のうち1万円貰えと、2回目以降はやらなくてもいいやとなっていることもあり得る。その事情は分からないが、岐阜市内もあるので、私も訪問してお願いしていこうと思っている。
会 長	ほかに質疑、意見はありませんか。
委 員	「なし」の声あり。
会 長	ご質問もないようですので、以上で提案された議事及び報告等は、全て終了しました。
	本協議会は、今回の諮問にあたり、本日の審議に基づき賛成する旨、答申を行うものとします。
	これもちまして、本協議会を閉会します。

以上

14 時 45 分閉会

令和 6 年 6 月 19 日

議事録署名者

委員

印

委員

印